

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 措置法通達 昭和50年11月4日付直資2-224ほか2課共同「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」(法令解釈通達)をいう。</p> <p>(6)～(11) (省 略)</p> <p>(特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等に係る類似業種比準価額の計算)</p> <p>8 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等につき、評価通達180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額により評価することとなる場合において、課税時期が特定非常災害発生日から同日の属する事業年度の末日までの間にあるときには、措置法通達 69 の 6・69 の 7 共-4 ((特定株式等の特定非常災害の発生直後の価額)(1)の定めを準用することができるものとする。</p> <p>(同族株主以外の株主等が取得した特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の価額の計算)</p> <p>10 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等につき、評価通達 188-2 ((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))により評価することとなる場合において、課税時期が特定非常災害発生日から同日の属する事業年度の末日までの間にあるときには、措置法通達 69 の 6・69 の 7 共-4 (3)の定めを準用することができるものとする。</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 措置法通達 平成29年4月12日付課評2-8ほか1課共同「<u>租税特別措置法第69条の6((特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例))及び同法第69条の7((特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例))に規定する特定土地等及び特定株式等の評価について</u>」(法令解釈通達)をいう。</p> <p>(6)～(11) (同 左)</p> <p>(特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等に係る類似業種比準価額の計算)</p> <p>8 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等につき、評価通達180((類似業種比準価額))に定める類似業種比準価額により評価することとなる場合において、課税時期が特定非常災害発生日から同日の属する事業年度の末日までの間にあるときには、措置法通達 4 ((特定株式等の特定非常災害の発生直後の価額)(1)の定めを準用することができるものとする。</p> <p>(同族株主以外の株主等が取得した特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等の価額の計算)</p> <p>10 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等につき、評価通達 188-2 ((同族株主以外の株主等が取得した株式の評価))により評価することとなる場合において、課税時期が特定非常災害発生日から同日の属する事業年度の末日までの間にあるときには、措置法通達 4 (3)の定めを準用することができるものとする。</p>